学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）のごあんない

〇学研災は、教育研究活動中に被った災害に対して 必要な給付を行い、高等教育機関における教育研究活動の充実・発展に寄与することを目的とした災害補償制度です。本学は賛助会員大学となっており、歯学部学生は本学入学時に自動加入となります。

〇通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）は、学校の正課、学校行事または大学が認めた課外活動（クラブ活動）への参加目的をもって、合理的な経路及び方法により住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故を保証する制度です。歯学部学生は本学入学時に自動加入となります。

〇学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠責」）は、正課中、学校行事中、課外活動中またはその往復で、他人にけがを負わせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する制度です。歯学部学生は本学入学時に自動加入となります。更に５年生については、実習中及びその往復中などに発生した賠償責任事故も対象となります。

※明海大学学生総合補償制度（略称「付帯学総」）は、上記「学研災」に加入している学生が任意で加入する保証制度です。補償内容の詳細は「明海大学学生総合保障制度パンフレット」をご確認ください。

2026 年 10 月

明海大学歯学部